

平成19年6月19日  
経済産業省

## 大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税の 調査期間の延長に係る調査の結果について

政府は、大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税の課税期間の延長について、昨年8月31日より調査を開始したところ、当該貨物の不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれがあり、また、その輸入により国内産業に与える実質的な損害等の事実が継続し、又は再発するおそれが認められたため、現在課されている不当廉売関税の課税期間を5年間延長する旨の調査報告書を取りまとめた。

(添付資料)

- 資料1：大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税の課税期間の延長に係る調査の結果について
- 資料2：ポリエステル短繊維産業の現状について
- 資料3：不当廉売関税制度（課税期間の延長を含む）及び不当廉売関税の課税状況等について
- 資料4：調査結果報告書

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局特殊関税等調査室

担当者：藤井、末永

電話：03-3501-1511（内線 3256）

03-3501-3462（直通）